

第4号

平成12年9月15日

津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町

合併協議会だより

発行 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会 会長 小西 俊雄

編集 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会事務局



新市の名称「さぬき市」を紹介する合併関係5町の町長

新市の名称は「さぬき市」に決定

第5回「津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会」を8月28日、津田町中央公民館で開催し、継続協議となっていた農業委員会委員の定数及び任期の取扱いのほか、保健衛生の取扱いや電算システムの取扱いなど4件について協議しました。

また、先の協議会では新しく誕生する市の名称も「さぬき市」とすることが確認され、合併協議会もいよいよ中盤を迎え、回を重ねるたびに5町間の具体的な協議、調整が本格的になり、議論が深まってきています。

以下、7月24日に志度町社会福祉センターホールにて開催した「第4回合併協議会」での協議事項と併せ、今回の「第5回合併協議会」で協議、確認された項目について、その概要をお知らせします。

基本的5項目を

すべて確認

議会議員の定数及び

任期の取扱いも確認

第4回

合併協議会の結果

継続協議となっている新市の名称のほか、議会議員の定数及び任期の取扱い等を含め、5件を協議。新市の名称及び議会議員の定数及び任期の取扱いなど4件が確認されました。

さらに、新規にじんあい処理の取扱いなど4件を提案しました。

また、今回は香川県市町振興課谷野課長から香川県内における合併に関する最近の動きについて、詳細な説明が行われました。

【協議事項】

○協議第5号

新市の名称について（継続協議）新しく誕生する市の名称については、これまで継続協議となっていました。5町で実施された住民アンケート調査の最終結果の内容及び第3回合併協議会時に意見として確認された各町10の新市の名称案を提出し、5町の50の名称案でもって協議会で最終的に絞り込んでいくという内容を踏まえ、総合的な見地から慎重に協議を行った結果、新市の名称は「さぬき市」とするということを確認されました。

新市の名称の選定理由は次のとおりです。

- 香川県の旧国名であり、さぬきうとんや讃岐平野などに表されるように、全国的にも知れ渡った知名度を有する。

- 住民アンケート調査10傑においても、5町総合の上位に位置し、5町の小中学校等の21世紀に生きる若者世代に対するアンケートにおいても、「さぬき市」がふさわしいとする意向が多かった。

- 新市における住民の一体感の醸成、産業・観光振興等のまちづくりにおいても、最も合併の効果を活かせる名称であることなど。

○協議第12号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

現在の5町の議会議員（68人）については、市町村の合併の特例

に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年2月間(平成15年5月末まで)、引き続き新市の議会の議員として在任することを確認されました。

なお、合併後初めて行われる一般選挙における市議会議員の定数については、新市の議会で決めることとなります。

協議第13号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会については、合併時に統合するものとし、現在の5町の選挙による農業委員会委員(59人)については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号を適用し、合併後4月間(平成14年7月末日まで)、引き続き新市の農業委員会委員の選挙による委員として在任することと提案されましたが、合併後も複数の農業委員会を設置することの是非について議論が交わされた結果、引き続き協議会で調整協議を行うということで、次回への継続協議となりました。

協議第14号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の、休性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討することを確認されました。

公共施設の使用料については、クアランさぬき津田、大川町自然休養村、志度野外音楽広場、春日ふれあいセンター、長尾町老人福祉センター等、5町のうち1町のみにある施設で、他町に類似するものがない場合、また、学校施設や公民館等類似する施設があっても、過

去の経緯や建物の状況等により統一することが困難なもの、不適当と思われるものについては、現行のとおりとします。

納税証明や印鑑登録証明等の各種証明手数料、住民票の写し等の交付手数料については、5町とも差異がないため、現行のとおりとします。

協議第15号

公営住宅の取扱いについて

公営住宅の取扱いについては、現行のとおりとし、家賃算定に必要な係数については、新市において決定することが確認されました。

また、公営住宅の駐車場の使用料についても、5町で整備状況に差異が見られるため、現行のとおりとします。

新規提案事項

協議第16号

じんあい処理の取扱いについて

協議第17号

保健衛生の取扱いについて

協議第18号

農林水産関係事業の取扱いについて

協議第19号

電算システムの取扱いについて

協議第16号、17号、18号及び19号については、合併関係5町における現状を報告し、次の協議会で基本方針が確認できるよう、いったん持ち帰り検討していただくことが確認されました。

次回合併協議会日程

第5回協議会は、8月28日(月)に津田町で開催することに決まりました。

第5回 合併協議会の結果

これまで、継続協議となっていた

法定項目の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いのほか、じんあい処理の取扱い等を含め、5件を協議。さらに、次回の協議会で協議される地方税、国民健康保険及び建設関係事業の取扱いなど9件を提案しました。



また、今回も前回に引き続き香川県市町振興課谷野課長から香川県内における合併に関する最近の動きについて、詳細な説明が行われました。

協議第16号

じんあい処理の取扱いについて

じんあい処理の取扱いについては、次のとおり確認されました。

●ごみ収集の回数及び方法については、当面は現行のとおりとし、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。

●生ごみ処理機購入補助金制度については、対象者を処理機により生成された製品を自己処理することができるとする。また、補助額は次のとおりとする。(生ごみ処理容器)1世帯につき2台まで、購入価格の1/2に相当する額又は3,000円のいずれか低い額(電気生ごみ処理機)1世帯につき1台まで、購入価格の1/2に相当する額又は1,000円のいずれか低い額

次に、指定ごみ袋販売事業については、(一般家庭系委託料)を大42円/袋、中15円/袋、小21円/袋とし、(一般事業系委託料)を大84円/袋、中63円/袋、小42円/袋とする。

また、指定ごみ袋販売委託事業については、(一般家庭系委託料)を大42円/袋、中15円/袋、小21円/袋とし、(一般事業系委託料)を大84円/袋、中63円/袋、小42円/袋とする。

その他、ごみ収集関係の助成制度及び委託制度、また町内一斉清掃の取扱いについては、新市において、統一して実施する。

ただし、一般廃棄物処理事業については、津田町のみが単独で実施しており、今後は一部事務組合で処理されることから、実施しな

いこととする。

●保健衛生の取扱いについては、次のとおり事項が確認されました。

●骨粗鬆症疫学調査事業及びへき地診療所は現行のとおりとする。

●狂犬病予防(予防注射や会場など)及び公害業務(水質検査や騒音関係など)については、現行のとおりとする。

●その他の事項については、次のとおり提案されましたが、引き続き慎重な審議が必要との意見が出され、継続協議となりました。

協議第17号

乳幼児及少年期における予防接種、乳幼児期における検診及び成人病などの健康診査、母子保健(乳幼児健康診査や訪問指導など)及び老人保健(健康手帳の交付や健康相談など)などについては、現行を基本として、合併時に調整し、統一する。

在宅健康管理システム推進事業については、現行のとおりとし、合併時に統一する。

●800キロ運動推進事業については、寒川町・長尾町の実施例に準じて新市においても行い、実施方法については合併時に統一する。

●尿処理事業については、収集手数料は210円/18ℓとし、処理方法は現行のとおりとし、収集・浄化槽汚泥処理手数料及びし尿汲取券販売委託事業については、合併時に調整し、統一する。

●火葬場及び火葬使用料など、火葬業務全般については、合併時に調整する。ただし、管内の火葬如使用料は無料(動物は有料)とする。

●町有墓地については、すべて新市に引き継ぐこととする。

協議第18号

協議第18号

協議第18号

協議第18号

協議第18号

アツでちよつとおさらいです

各協定項目の調整内容については、様々な表現方法が採られています。主な意味合いは次のとおりです。

- 現行のとおりとする。…今までどおり、5町それぞれの状態で変更はありません。
- 合併時に調整する。…平成14年4月1日(合併目標期日)までに、様々な会議で話し合いを行い、新しい市が始まるまでに決めておきます。ただし、新市の予算編成時期との関係がありますので、来年の秋頃までに順次決めていきます。
- 新市において決定する。…新しい市になってから話し合いを行い、一番良い方法に決めていきます。
- ○○町の例による。…5町のうちで、一番良い方法が採られている町に合わせていきます。

なお、「合併時に調整する。」の表現項目のように合併目標期日までの間に逐次決定していく内容については、「合併協議会だより」などを通じて、皆様方にお知らせする予定です。

合併トピックス



合併関係5町長会議開かれる

7月10日(月)及び8月16日(水)、合併関係5町長会議が長尾町役場で開催されました。この会議は、合併協議会に上程する協議事項全般について、円滑かつ効率的な審議が展開できるよう、各町長の間で擦り合わせを行ったものです。これからは、毎月1回のペースで開催される予定になっています。



新市のまちづくりへの夢馳せて

8月10日を皮切りに5日間、合併関係5町を対象にした新市建設計画策定のためのトップヒアリングが各町で町長、助役等が参加して開かれました。各町において現在実施及び計画中の各種事業が、新しい市となった場合にどのように連携、展開されるかが望ましいかについて、綿密に協議されました。また、5町内における現地調査も行われました。

● 農林水産関係事業の取扱いについて
農林水産関係事業の取扱いについて、次のとおり確認されました。
● 国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。
● 町単独事業及び災害復旧事業の受益者負担割合については、合併時に調整する。
● 森林組合、漁業協同組合については、新市との「体性を保つため」に、それぞれの事情を尊重しながら、統合を含めて調整に努めるものとする。
● 転作関係団体、農業経営者団体については、現行のとおりとし、組織を新市に引き継ぐものとする。ただし、将来の統合に向けて検討ができるよう指導する。

● 土地改良区関係団体については、現行のとおりとする。
● 農林水産関係事業の推進を図るための協議会等組織については、新市において新たに設置する。
● 農振農用地区域については、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
● 農業経営基盤促進対策事業については、引き続き実施する。ただし、当事業の促進体制(組織等)については、新市において新たに確立するものとし、マスタープランについては、新市で調整し、新たに作成する。
● 生産調整(転作)については、新市において調整する。
● 林道・漁港については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

● 林地開発については、合併時に調整する。
● 漁港施設の使用料及び占用料については、合併時に調整する。
● 協議第19号
電算システムの取扱いについて
ネットワークシステムについては、合併時に、住民、税、財務の各情報が必要な業務を行う施設等で、本庁と同様の運用が可能となるネットワークシステムを構築する。ただし、個人情報保護及び事務効率の面から、運用の部分的な制御については、合併時に調整することを確認されました。

また、住民情報、税情報及び財務情報システムについては、合併時に、電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。処理項目は、5町の上位水準の処理機能に調整することが確認されました。
● 協定第20号
地方税の取扱いについて
● 協定第21号
公共的団体等の取扱いについて(その一)
● 協定第22号
各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて
● 協定第23号
国民健康保険の取扱いについて
● 協定第24号
介護保険の取扱いについて
● 協定第25号

納税関係の取扱いについて
● 協定第26号
建設関係事業の取扱いについて
● 協定第27号
社会教育の取扱いについて
● 協定第28号
同和教育の取扱いについて
● 協定第29号
協定第20号・第28号については、合併関係5町における現状を報告し、次回の協議会で基本方針が確認できるよう、いったん持ち帰り検討していただくことが確認されました。
【次回合併協議会日程】
第6回協議会
会は、9月25日(月)に大川町で開催することを決まりました。



合併協定項目

(平成12年8月28日現在)

- 印は基本方針が確認された項目
- 印は現在協議中の項目
- 印は今後協議する項目

—基本的協定項目—

- 合併の方式に関する事
- 合併の期日に関する事
- 新市の名物に関する事
- 新市事務所の位置に関する事
- 財産及び債務の取扱いに関する事

—合併特例法に規定されている協定項目—

- 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事
- 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事
- 地方税の取扱いに関する事
- 一般職の職員の身分の取扱いに関する事

—その他必要協定項目—

- 特別職等の身分の取扱いに関する事
- 条例、規則等の取扱いに関する事
- 事務機構及び組織の取扱いに関する事
- 一部事務組合等の取扱いに関する事
- 使用料、手数料等の取扱いに関する事
- 公共的団体等の取扱いに関する事
- 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事
- 町、字の区域及び名称の取扱いに関する事
- 町の慣行の取扱いに関する事
- 国民健康保険の取扱いに関する事
- 介護保険の取扱いに関する事
- 消防団の取扱いに関する事
- 各種事務事業の取扱いに関する事
 - 自治会・行政連絡機構の取扱い
 - 情報公開の取扱い
 - 防災関係の取扱い
 - 姉妹都市等の取扱い
 - 病院の取扱い
 - 納税関係の取扱い
 - 電算システムの取扱い
 - 広報広報の取扱い
 - 各福祉制度の取扱い
 - 同和対策の取扱い
 - 社会福祉協議会の取扱い
 - じんあい処理の取扱い
 - 保健衛生の取扱い
 - 農林水産関係事業の取扱い
 - 商工観光の取扱い
 - 都市計画の取扱い
 - 建設関係事業の取扱い
 - 公営住宅の取扱い
 - 上水道等の取扱い
 - 公共下水道等の取扱い
 - 小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い
 - 学校教育の取扱い
 - 学校給食の取扱い
 - 社会教育の取扱い
 - 同和教育の取扱い
- 新市建設計画に関する事
- その他必要な事項に関する事

ご意見をお待ちしています

合併協議会事務局では、皆さんからのご意見等をお待ちしています。

合併についてのお問い合わせやご意見ご提言等がございましたら、津田町・大川町・志度町・楽川町・長尾町合併協議会事務局(〒769-2392 大川郡長尾町東888番地5 長尾町役場内 TEL0879-52-2948・FAX0879-52-2971) 又は各町合併推進窓口まで、お寄せいただきますようお願いいたします。



津田の松原 (津田町)
白砂と常緑の老松のコントラストが絶景の津田の松原は、江戸時代の初期、慶長5年(1600年)に石清水八幡宮の防風林として植えられたのが始まりとされています。樹齢600年を超える老松を始め、樹上がり松など3,000本余りの松が



富田茶白山古墳 (大川町)
みづく自然公園の北側に位置する、四国最大の規模を誇る前方後円墳です。この前方後円墳は最も力の強い豪族に与えられたものとわれ全長130メートル、3段に築かれた古墳の丘は、古代の暮らしや歴史を偲ばせる堂々たるもので、いにしへの足音が聞こえてきます。正に、驚くばかりの壮大さで、先人の知恵にしばし思いをめぐらせてみてはいかがでしょうか。



志度寺 (志度町)
四国霊場第86番札所の名刹として有名で、鎌倉天皇のころに創建されたといわれる志度寺は、瀬戸内海国立公園に属し、風光明媚な志度湾に面した寺域1万坪と広大で、建物のほとんどが重要文化財に指定されています。境内には、海女の玉取り伝説を残す海女の墓などもあり、古くから伝わる旧跡が数多く残されています。



三重の滝 (寒川町)
町内を南北に流れる地蔵川の upstream 約5キロメートルの山中に位置する秘境の名勝の瀑布です。落差52メートル、三層に落下して激しく岩に当たり、霧と散る姿は壮観で、四季を通じて自然とのコントラストが素晴らしい。身につもる「雲の華もあらはれて、心澄みぬる。みかさねのたき」と題行法師が山歌集の中で詠んでいます。



大窪寺 (長尾町)
四国霊場第88番札所、持福寺として標高770メートルの絶頂ヶ峰を俯瞰し、本堂を多宝塔が聳かたすまいに醸し出して見えます。全国各地から年間約50万人が訪れるこの寺は、鐘の音とお洒落さんの鈴の音で、環壇行主権の「音100選」にも選ばれました。特に「これからの季節、境内のいちよやもみじの紅葉は絶景です。町内には、第88番札所長尾寺もあります。

ちよっと寄り道やすらぎ、夢回廊 (名勝旧跡編)

鮮時雨が降り、赤とんぼが舞い、そして鈴虫の音色に秋の足音を感じる季節となってきました。
古里の里山が紅葉に身をまとい、一段とお洒落な装いで、私たちの目を

楽しませてくれるのももうすぐです。そして、自然がささやく季節の移り変わりに誘われて、ふっとふらり旅に出てみたくなる思秋期の到来です。身近に立ち寄れるスポットで、それ

ぞれの「2000年秋物語」を綴ってみませんか。
今回は、歴史と文化に彩られた5町の「名勝旧跡」について、紹介いたします。